

水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議

水谷久美子議員は、令和５年２月１１日に、養老町栗笠地内において、自身が運転する乗用車が、女子高校生が運転する自転車に衝突する交通事故を起こした。

その際、水谷議員は、運転者でありながら警察への報告を怠り、さらに負傷者の救護を同乗者に任せ、現場を離れて自身が企画していた議員活動である報告会に向かった。その結果、女子高校生は同乗者の家族が運転する乗用車により西美濃厚生病院に搬送され、救急車は要請されず、警察への報告も女子高校生の保護者からなされた。

こうした養老町民の生命・財産より自身の議員活動を優先した水谷議員の事故対応は、事故発覚時より問題視され、町議会が設置した町議会議員政治倫理審査会においても、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないことと定めた町議会議員としての政治倫理基準に違反していると結論づけられ、町議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復することを目的とした措置として、議長から水谷議員に対し、議員の辞職勧告がなされた。

しかしながら、事故の発生から現在に至るまで議員辞職願の提出はなく、このままでは町議会の名誉や品位が損なわれ、町民の信頼を失うことは明白である。

よって、本町議会は、水谷久美子議員に対し、町議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上のとおり決議する。

令和５年３月１６日

養老町議会